

# 弘前市中小企業者等高圧・特別高圧電気価格高騰対策支援金 F A Q

2023年7月28日

No	項目	問い合わせ内容	回答								
1	概要	弘前市中小企業者等高圧・特別高圧電気価格高騰対策支援金とはどのような支援金ですか？	電気価格の高騰が続いている中、その影響を受けている事業者の事業継続を支援するため、市内に高圧又は特別高圧の電力契約により電力供給を受けている店舗、工場、事務所などを有する中小企業者などに対して、支援金を交付するものです。								
2	概要	なぜ高圧と特別高圧のみへの支援なのですか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気価格の高騰が続いている中、電気料金の価格激変緩和策として、低圧の電気使用量1 kWhあたり7円の支援、高圧の電気使用量1 kWhあたり3.5円の支援を国が行っております。一方で、特別高圧には支援がなされていない状況です。</li> <li>市では、国の支援がない特別高圧受電事業者に加えて、国の支援額が低圧受電事業者の2分の1となっており、電気価格高騰の影響が大きくなっている高圧受電事業者に対しても支援することとしたものです。</li> </ul>								
3	概要	電圧はどういった種別があるのですか？	<p>供給電圧の種別は、低圧、高圧、特別高圧に分けられます。詳細につきましては、下記の表をご参照ください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>低圧</th> <th>高圧</th> <th>特別高圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>供給電圧</td> <td>~200V</td> <td>6,000V</td> <td>2万V 6万V 14万V</td> </tr> </tbody> </table>		低圧	高圧	特別高圧	供給電圧	~200V	6,000V	2万V 6万V 14万V
	低圧	高圧	特別高圧								
供給電圧	~200V	6,000V	2万V 6万V 14万V								
4	概要	現在利用している電圧が高圧かどうか分からない場合はどうすればいいのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>高圧をご利用の方は、対象事業所にキューピクル式高圧受電設備（キューピクル）が設置されていますので、その設置の有無で確認できます。</li> <li>また、小売電気事業者から通知される電気料金請求内訳書等の契約種別や供給電圧をご確認ください。（供給電圧が6 kVとなっていれば高圧となります。）詳細につきましては、ご契約されている小売電気事業者にお問い合わせください。</li> </ul>								
5	交付対象者	いつの時点で高圧又は特別高圧の電力供給契約をしていれば対象になりますか？	申請時点で契約を締結していること、かつ、申請受付期間内に、電気料金請求内訳書を添付し申請することができれば対象となります。								
6	交付対象者	本社が市外ですが対象になりますか？	本社が市外にあっても、市内に対象となる事業所がある場合は対象となります。								
7	交付対象者	同一事業者が、複数店舗を経営している場合、店舗ごとに申請することは可能ですか？	店舗ごとにではなく、本社等の方がまとめて申請をしてください。なお、店舗ごとの電力契約の記載は、申請書の「追加用紙」に記入してください。								
8	交付対象者	大企業である親会社から一定の割合で出資を受けているなど大企業の支配下にある会社いわゆる「みなし大企業」であっても、中小企業者の要件に該当すれば支援金の対象になりますか？	「みなし大企業」であっても、中小企業者の要件に該当すれば支援金の対象となります。 ※中小企業者については、No.12を参照してください。								
9	交付対象者	フランチャイズ経営を行っているオーナーは対象になりますか？	フランチャイズ経営を行っている場合でも、その店舗の経営者が中小企業者であれば、支援金の対象となります。								
10	交付対象者	商業施設に入居しているテナントは対象になりますか？	テナント事業者の方が直接電力供給に関する契約を締結し、電気料金を支払っている場合は支援金の対象となります。電気料金を施設所有者や管理者組合などにお支払されている場合は、支援金の対象となりません。								

11	交付対象者	青森県「中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援事業」等、他の支援制度との併給を受けることは可能ですか？	可能です。 ただし、「令和5年度弘前市交通事業者等原油価格・物価高騰対策支援金」、「令和5年度弘前市弘南鉄道運行継続支援金」との併給はできません。																	
12	交付対象者	中小企業に該当するか、どうやって確認すればよいのですか？	中小企業基本法では資本金及び従業員数で「中小企業者」を規定しています。 (例)																	
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業種</th> <th colspan="2">中小企業者の要件 (下記のいずれかを満たすこと)</th> </tr> <tr> <th>資本金の額又は出資の総額</th> <th>常時使用する従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 製造業、その他 (下記イ～エを除く)</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>イ 卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>ウ サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>エ 小売業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種	中小企業者の要件 (下記のいずれかを満たすこと)		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	ア 製造業、その他 (下記イ～エを除く)	3億円以下	300人以下	イ 卸売業	1億円以下	100人以下	ウ サービス業	5,000万円以下	100人以下	エ 小売業	5,000万円以下	50人以下
業種	中小企業者の要件 (下記のいずれかを満たすこと)																			
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数																		
ア 製造業、その他 (下記イ～エを除く)	3億円以下	300人以下																		
イ 卸売業	1億円以下	100人以下																		
ウ サービス業	5,000万円以下	100人以下																		
エ 小売業	5,000万円以下	50人以下																		
13	交付対象者	市外にも事業拠点がありますが、「常時使用する従業員の数」は法人全体又は市内事業所の人数のどちらを記載すればよいですか？	法人全体の人数を記載してください。																	
14	交付対象者	常時雇用する従業員とは？	常時使用する従業員（正社員、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員、出向者）で、以下に該当しない人となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>× 日雇い労働者</li> <li>× 2か月以内の期間を定めて雇用される労働者</li> <li>× 季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される労働者</li> <li>× 試用期間中の労働者</li> </ul>																	
15	交付対象者	タクシー・高速バス事業者や貨物自動車運送業も対象になりますか？																		
16	交付対象者	個人事業者ですが支援金の支給対象になりますか？	高圧、特別高圧電力を契約している方であれば対象となります。ただし、「令和5年度弘前市交通事業者等原油価格・物価高騰対策支援金」、「令和5年度弘前市弘南鉄道運行継続支援金」の交付を受けている場合は対象なりません。																	
17	交付対象者	農家は対象になりますか？																		
18	交付対象者	一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、医療法人、社会福祉法人は対象になりますか？																		
19	交付対象者	開業間もないですが、対象になりますか？	申請時点で開業しており、かつ、小売電気事業者から発行される電気料金請求内訳書など高圧・特別高圧電力の電力料金に関する情報が分かる書類のご提出が可能であれば、対象となります。																	
20	交付対象者	公的な施設（ホテル、劇場、美術館・博物館等、運動施設、道の駅）の運営を中小企業者が受託して営業している場合、支援金の給付対象になりますか？	中小企業者等の要件を満たしていれば、支援金の給付対象となります。ただし、指定管理者制度による受託で、指定管理料に電気料金が含まれている場合は、対象なりません。																	

21	交付対象者	弘前市内で事業を営んでいますが、本社・事業主の住所が市外です。この場合も給付の対象になりますか？	本社又は個人事業主の住所が市外であっても、市内の事業所が要件を満たす場合は、給付対象となります。この場合、中小企業者等に該当するかどうかの判断（資本金、従業員数等）は法人・事業者単位で行っていただき、交付対象となる市内事業所分の申請書を作成してください。
22	交付対象者	近々廃業を予定していますが対象になりますか？	今後も事業を継続する意思がある事業者が対象となりますので、廃業を予定している場合は対象になりません。
23	支給額	令和5年途中で事業所を開設又は市外から市内に移転した場合、新事業所が要件を満たす場合は対象になりますか？	開設後又は市内移転後に要件を満たす場合は支援金の対象となります。ただし、支援金の額の算定にあっては、開設後又は市内移転後の任意の月の使用電力区分等により算定いただきます。
24	支給額	市内に複数の事業所がある場合の支援金額はどうなりますか？	市内に複数の対象事業所がある場合は、対象事業所ごとに支援金を交付します。なお、申請の際は申請書の「追加用紙」を活用して、まとめて申請してください。
25	申請	法人の代表者が個人事業主でもある場合で、いずれも交付要件を満たす場合、法人・個人のそれぞれで申請することは可能ですか？	それぞれで申請することが可能です。
26	申請	同一人物が複数の法人の代表取締役ですが支援金は法人ごとに申請できますか？	法人ごとに申請が可能です。
27	申請	申請期間は？	令和5年8月1日から10月31日（必着）までとなっております。
28	申請	申請書類の提出先はどこになりますか？	弘前市中小企業者等高圧・特別高圧電気価格高騰対策支援金事務局（株式会社グループ弘前コンタクトセンター内）へご郵送ください。
29	申請	申請方法は郵送のみですか？	原則「郵送」により受付しています。
30	申請	郵送の費用は自己負担か？	弘前市のホームページまたは窓口で配布している申請書類により「封筒貼付用あて先用紙」を入手し、A4封筒に貼付けて郵送いただければ、送料はかかりません
31	申請	申請書はどこで入手できますか？	市ホームページからダウンロードするか、以下の窓口での配布を予定しています。 ・市役所総合受付 ・各支所、各分室、各出張所 ・弘前商工会議所、岩木山商工会
32	申請	代理の名義での申請は可能ですか？	法人及び個人事業者ともに、代表者本人の名義による申請のみとなります。
33	申請	申請書に押印する印鑑に決まりはありますか？	法人にあっては法人名・代表者役職名入りの印鑑、個人事業主にあっては認印を押印してください。 ※いわゆるシャチハタは不可

34	申請	申請書に添付する電気料金請求請求内訳書とはどういったものですか？	小売電気事業者が毎月発行している、事業者名、お客様番号、契約種別、ご契約内容、電気使用量などが記載されているものです。
35	申請	申請書に添付する電気料金請求請求内訳書を紛失したのですが？	電気料金請求書内訳書を紛失した場合は、電力契約をしている小売電気事業者へお問い合わせください。
36	申請	誓約書に押印は必要ですか？	自筆の記名の場合は捺印は不要です。自筆の記名以外のスタンプ等の場合は、申請書と同じ法人名・代表者役職名入（個人の場合は個人の認印）の押印が必要です。 ※いわゆるシャチハタは不可
37	補助金の交付	個人事業主ですが、代表者以外の振込口座を指定することは可能ですか？	代表者本人以外の振込口座は指定できません。
38	補助金の交付	法人の場合、支援金の振込先を代表者の個人名義口座にしてもいいですか？	法人申請者名義の口座で申請してください。
39	補助金の交付	当座預金やネットバンキングのため通帳がない場合はどのような添付書類が必要ですか？	紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像のコピーを提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像のコピー等、「銀行名・店名」、「口座種別」、「口座番号」、「口座名義人（カタカナ）」が確認できるものを提出してください。 ※その他必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。
40	補助金の交付	支援金は申請から給付までどのくらい時間がかかりますか？ また、給付日は通知されますか？	申請書類の内容を審査・確認し、適正と認められるときは、必要な書類が揃ってから概ね1か月程度で給付となります。申請が集中した際は、更に時間を要する場合がありますので、ご了承ください。なお、給付が決定した場合は振込予定日を掲載した交付決定通知を送付します。
41	その他	虚偽申請した場合はどうなりますか？	支援金の交付後に要件を満たさない事実や虚偽、不正等が発覚した場合は、申請者に対し交付済みの支援金の返還を求めるほか、警察への通報を行う可能性があります。
42	その他	提出した書類は返却してもらえますか？	提出された申請書類は原則返却を行いませんのでご了承ください。
43	その他	上記の内容でわからないことについて、電話で問い合わせをしたいのですが、	弘前市中小企業者等高圧・特別高圧電気価格高騰対策支援金事務局 フリーダイヤル：0120-001-327 受付時間：平日9時～20時へ問い合わせください。